

長生村認定こども園等利用調整基準表

1. 基準指数（父母それぞれの点数を合算する）

区分	保護者の状況	基準点
居宅外労働 居宅内労働 （中心者）	勤務日数20日以上で1日7時間以上の勤務が常態のとき	10
	勤務日数20日以上で1日6時間以上の勤務が常態のとき	9
	勤務日数20日以上で1日4時間以上の勤務が常態のとき	8
	勤務日数12日以上で1日7時間以上の勤務が常態のとき	9
	勤務日数12日以上で1日6時間以上の勤務が常態のとき	8
	勤務日数12日以上で1日4時間以上の勤務が常態のとき	7
	上記以外で月48時間以上の労働のとき	6
居宅内労働 （協力者） 内職	勤務日数20日以上で1日7時間以上の勤務が常態のとき	8
	勤務日数20日以上で1日6時間以上の勤務が常態のとき	7
	勤務日数20日以上で1日4時間以上の勤務が常態のとき	6
	勤務日数12日以上で1日7時間以上の勤務が常態のとき	7
	勤務日数12日以上で1日6時間以上の勤務が常態のとき	6
	勤務日数12日以上で1日4時間以上の勤務が常態のとき	5
	上記以外で月48時間以上の労働のとき	4
出産	出産予定月の2ヶ月前から出産後3ヶ月以内のとき	9
疾病等	入院中のとき（おおむね1ヶ月以上）	10
	居宅内療養のうち、就床安静を要するとき	9
	居宅内療養のうち、定期的な通院加療が必要などで、就労または児童の保育が困難なとき	8
障がい	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級2級所持者で児童の保育が困難なとき	9
	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級所持者で児童の保育が困難なとき	7
看護・介護	入院中の家族を常時付き添い・介助するとき	9
	要介護認定3～5、身体障害者手帳1～2級、療育手帳Aである者を自宅で看護・介護するとき	8
	要介護認定1～2、身体障害者手帳3～6級、療育手帳Bで常時観察が必要な者を自宅で看護・介護するとき	7
	上記以外で親族を看護・介護するため、児童の保育が困難なとき	5
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧にあたる時	10
就学	就労を目的とする就学をする時	居宅外労働の基準を準用
育児休業	次子のための育児休業を取得するとき（現に認定こども園を利用している児童であって保育の継続が必要と認められる場合に限る）	3
求職中	就労のため日中居宅外で求職活動を行う時	2
その他	上記の区分以外の状況で児童の保育が困難と認められる時	1～10

※ 基準指数は該当する項目のうち最も高い点数の項目を適用する。

※ 父母が同じ居宅内労働の場合は、1人を協力者とみなす。

※ 死別、離婚、未婚などでひとり親家庭の場合は父または母の基準点に10点を加算する。

※ 労働時間は休憩時間を含む。

2. 調整指数

区分	調整条件	調整点
世帯	ひとり親家庭のとき	3
	上記以外で離婚調停中、単身赴任、拘禁等により父母の一方が保育に協力できないとき	2
	生活保護法による扶助を受けているとき	2
	同一敷地内に居住する65歳未満の祖父母等親族がいるとき（就労状況や健康状態等によっては適用しない）	-2
	申込児童以外の未就学児がいるが、その児童の入園申込をしないとき（幼稚園等の施設に通所している場合を除く）	-2
保護者	父または母が保育士等の資格を有し、その資格により村内の認定子ども園で就労しているとき（就労内定を含む）	3
	父または母が保育士等の資格を有し、その資格により村外の保育所等で就労しているとき（就労内定を含む）	1
	生計中心者の失業等（おおむね3ヶ月以内）により、就労の必要性が高いとき	2
	父又は母が産後休暇又は育児休業明けのとき	2
児童	兄弟姉妹がすでに入園しているとき	2
	兄弟姉妹が同時申請するとき	1
	発達支援が必要と認められた場合	1
	入園保留決定後6ヶ月以上経過しているとき	2
	保育の必要性により、一時保育又は認可外保育施設の利用が常態のとき	1
	年度内の保育期間が9ヶ月に満たないとき（年度当初調整時に限る）	-1
	年度内の保育期間が6ヶ月に満たないとき（年度当初調整時に限る）	-10
	年度内の保育期間が3ヶ月に満たないとき（年度当初調整時に限る）	-15
	村外に居住しているとき（入園前月末までの転入予定者を除く）	-6
その他	児童福祉の観点から調整が必要と認められたとき	1～10

※ 基準指数と調整指数の合計点が高い申込みから順に認定こども園の利用の調整を行う。

※ 合計点が同点の場合は、下記「同点となった場合の優先順位」により調整を行う。

同点となった場合の優先順位（1～6の項目により総合的に判断する）

1	長生村在住者（転入予定者を含む）を優先
2	希望する認定こども園等に既に兄弟姉妹が在籍している児童を優先
3	入園保留の期間が長い児童を優先
4	ひとり親家庭を優先
5	多子家庭を優先
6	所得のより少ない家庭を優先

本基準表は平成31年4月入所に係る利用調整から適用する。